

委員等提出資料

社会的養育専門委員会委員提出資料

- ・ 安部委員 P 1
- ・ 倉石委員 P 4
- ・ 浜田委員 P 7
- ・ 藤林委員 P 11
- ・ 宮島委員 P 16

その他提出資料

- ・ 児童相談所内弁護士有志 P 19

安部委員

(1) 1 ページ目一番下の○

「身近な相談機関は・・・登録する形で」

⇒ 地元では相談できにくい子育て家庭もあり、広域利用や随時（緊急）利用も可能とすべきでは

なお利用時に氏名、住所、連絡先等を把握して住居地の市区町村に連絡するようにすれば、要支援家庭の把握にもつながる

(2) 2 ページ目3つ目の○

「サポートプランの作成」

⇒ 市区町村の力量の差が大きく、一律には強制（実行）できない

そのため「子ども家庭総合支援拠点」設置自治体では要対協登録ケースに

「サポートプラン」の作成を義務化しては（拠点の意義とレベルアップ）

(3) 4 ページ目1番下の○

「子育て短期支援事業」

⇒ 市区町村の予算措置が少ないことで利用制限が発生しており、これを防ぐ手立てや国庫補助の強化が必要では

⇒ 利用促進のために施設からの送迎を可能にし、予算措置しては

(4) 5 ページ目1番上の○

「子を持った可能な限り早いタイミングで」

⇒ 2歳のイヤイヤ期、思春期の反抗期など、育児に行き詰るタイミングは様々そのため加えて「保護者が育児に困難を感じたタイミング」を加えては

(5) 6 ページ目②2つ目の○

「在宅指導措置・・・民間機関・・・活用」

⇒ 児童家庭支援センターに加え、母子生活支援施設などの民間機関やNPOなどに直接児童相談所から委託できるように法整備しては

(6) 9 ページ目1番上の○

「今後の対応の選択肢に特別養子縁組」

⇒（続けて）「一方、家庭復帰が当面困難と予想される事例でも、親権者が引き取りを希望している場合には、早めに里親委託を行い、親子両方の

支援を考えるべき」を入れては

- (7) 9 ページ目 (3) ①1 つ目の○ 「里親支援機関の第三者評価」
13 ページ目 1 つ目の○ 「一時保護所の第三者評価」
⇒ 現状では一時保護所の第三者評価は「社会的養護関係施設の第三者評価の資格」を有する者により行われている
しかし、里親支援機関も一時保護所も、乳児院などの社会的養護関係施設とは機能や役割が大きく異なるため、別枠で第三者評価機関を考えないと第三者評価の質の担保ができないのではないか
- (8) 9 ページ目 1 番下の○
「ファミリーホーム」
⇒ファミリーホームも里親なので、入所定員を 4 人にしては同時に里親への委託限度も 2 人としてはただ両者とも、きょうだい児の場合は超過を認めるようにしては
- (9) 14 ページ目 2 つ目の○
⇒母子生活支援施設への入所も入っているので「福祉事業所」も必要では
- (10) 14 ページ目 3 つ目の○
⇒ (加えて)「指導監査の際の確認事項とする」にしては
- (11) 14 ページ目 4 つ目の○
「意見表明支援」
⇒文中に「意見形成支援、意見表明支援、意見実現支援を一貫して支援する」を加えては

倉石委員

子ども家庭福祉分野の資格・資質向上（案）に対する意見

倉石哲也

前回の検討会で、構成員から意見として出されていましたが、資格および資質の向上については速やかに仕組みを決定し、子ども家庭への支援を強化する必要があります。簡単ではありますが、以下に考えを述べさせていただきます。

1. 児童福祉司等の専門強化を最優先すること

児童福祉司等として従事する社会福祉専門職は、都道府県（設置市区）、基礎自治体共に国家資格を有する職員の採用に踏み切る自治体が増えつつあります。一方で、資格を有していることが即戦力につながるわけではなく、職員の方は1～2年の現場トレーニングを受け、法制度の運用を理解しつつ、ソーシャルワークの価値、介入と支援の技法を修得しなければなりません。

児童福祉司等の資質向上のためには、資料1の4頁①・②を優先させる必要があると考えます。社会福祉（精神保健福祉）の国家資格を基礎的に有し、現業トレーニング（OJT、Off-JT、SDS）の上で子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮）として認定され（①）、国家資格がない場合は②のルートで、専門性を獲得する仕組みの構築と定着が早急に求められると考えます。

基礎自治体では、非常勤職員の登用も進められています。正規職員以外の方々の「実務経験」や「資格（保育士、教員等）」の検討についても早急に行う必要があります。

追加として②では、ソーシャルワークに関する研修の受講について、「ソーシャルワークにおける価値・原理・原則」を含めていただきたいと考えます。

2. 国家資格化が人材獲得に与える影響

新たな国家資格取得が自治体職員の採用条件となれば、採用枠に制限が生じるため、希望者の減少につながることが予想されます。人口減少社会の中、自治体は多文化地域共生等の新たな価値と柔軟な思考、判断力を持つ人材の獲得に多大な苦心を払っています。自治体による採用獲得競争は既に始まっており、従前に比して採用試験日程を前倒しする自治体が増えております。そのような状況下で採用の門戸を狭めることは、自治体運営そのもの、あるいはセーフティーネットである福祉行政に影響を与えることが危惧されます。

自治体に採用された方で児童・家庭福祉に関心の高い人材に、現業と併せて研修を積んでいただき、「社会福祉専門職」又は「児童家庭の専門性を備えた専門職」として資質を向上されることが児童家庭福祉行政の恒常的な安定と資質の向上をもたらすものと考えます。

もちろん、自治体の人材登用の観点から社会福祉専門職の採用枠が拡大されることも考

えられますが、その場合は社会福祉士（精神保健福祉士）の資格取得者を条件とすることで自治体の福祉行政に貢献する人材育成（キャリアパス）が達成されと考えます。

3. 国家資格（独立型）の課題

養成校は社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格関連科目の履修で4年間のカリキュラムはほぼ満杯状態です。多くの科目を履修させようにもキャップ制が敷かれており、年間取得単位の上限が設定されています。一部大学では精神保健福祉士のカリキュラムを停止し、社会福祉士のカリキュラムのみ開講する動きが出ております。2資格のカリキュラムが大学教育を圧迫し、受講生の減少もあり僅少科目を削除するためです。子ども家庭福祉士が資格化された場合でも同様のことが起きる可能性があります。（3資格化は、社会福祉士・精神保健福祉士養成教育の理念と学士教育による養成課程の崩壊につながりかねないと考えます。）

現実的に、国家資格の取得（試験に合格する）を目指す学生にとって、3資格の取得には限界があります。受験資格のみ取得し国家試験は卒業後に挑むという選択肢がありますが、残念ながら合格率は現役生が高く、既卒者には厳しい状況です。

前回は意見を述べさせていただきましたが、学生の選択は「社会福祉士+子ども家庭福祉士」又は「社会福祉士+精神保健福祉士」となることが予想されます（社会福祉士を基礎資格として位置付ける場合）。社会福祉系に就職し資格の汎用性を考えた場合、学生の選択は後者に偏向するのではないかと危惧されます。

養成校では、社会福祉士資格のみを履修する学生は少なくありません。子ども家庭福祉士の国家資格取得が児童福祉司の要件となった場合、都道府県等の採用試験を回避（受験を断念）し、社会福祉士取得条件で受験できる基礎自治体の志望者が増加し、都道府県・児童相談所設置市区の応募者が減少する可能性があります。

以上の理由から、児童相談所及び児童家庭福祉分野に従事される職員の方々の認定資格化を定着させること、併せて、社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格取得を基盤として、児童福祉の専門課程が構築されること（認定資格化）を期待する次第です。

浜田委員

2021年11月16日

「骨子（案）」に対する意見

浜田真樹（弁護士）

本書面は、「骨子（案）」のうち、「一時保護時の司法審査」（p11）についての意見を端的に示すものである。

1 一時保護できる範囲について

【問題点】一時保護を開始できる範囲が現状よりも狭くなるが、それを許容できるか？

【補足説明】

前回の委員会でも発言したとおり、一時保護の開始について司法審査を入れるということは、「現在は実施できている一時保護のうち、導入後は実施できない」事案が生じるということである（もし、司法審査を導入しても一時保護できる範囲に変わりがないというなら、それは司法審査などなくても適正に一時保護がなされているということである。そうであれば、司法審査は不要である）。

2 一時保護の要件について

【問題点】
一時保護を要する場面を網羅した適切な要件が定立できるのか？
できたとして、その場合、却下される事案などあるのか？

【補足説明】

「骨子（案）」は、要件の明確化にあたっては、「子どもの最善の利益を守るための躊躇なき一時保護の運用を損なわない観点にも十分留意する」としているが、現座の一時保護は、かなり広範な場面で利用されている。これらをもれなく要件化することが本当にできるのか。結局、「その他必要と認めるとき」といった要件を設けて対応せざるを得なくなるのではないか。そうであれば、却下されるケースとして残るのはいったいどのようなものか。

他方、「骨子（案）」では、「裁判官は、児童に対する虐待のおそれがあるとき等の一時保護の要件に該当すると認める場合は、明らかに一時保護を行う必要が認められないときを除いて、一時保護状（仮称）を発付する。」としているが（下線部引用者）、これは、条文上の要件は満たしていても、それとは別に「必要性」を裁判官が判断するという枠組みであると読める。しかし、「要件を満たしている」のに「必要が認められない」場面とはいったい何か。また、そのような枠組みは、子どもの最善の利益を守るための一時保護をそれこそ躊躇させるものにな

るのではないか。

3 司法審査を要する範囲について

【問題点】

子どもが一時保護に反対している場合も司法審査が必要ではないか？

【補足説明】

「骨子（案）」は、「親権者等が一時保護に同意した場合」には司法審査を不要とする一方、子どもの同意については触れていない。このため、子どもが一時保護されることに反対している場合も、親権者等が同意すれば司法審査なく一時保護が開始されることになる。

4 子どもの意見の聴取・反映

【問題点】

子どもは裁判所に意見を聴かれることはない。意見を提出する機会もない。これは当専門委員会の意見を反映したものといえるか？

【補足説明】

「骨子（案）」が想定する制度では、子どもの意見を裁判所が聴くことはない。子どもの意見は、児童相談所が聞くことが想定されているだけである（もっとも、その意見聴取も必須とされているわけではない。p12で「疎明資料において、児童相談所等は、一時保護に対する子どもの意見及び親権者等の意見を可能な限り記載するものとする」とされている）。

前回委員会で、子どもの意思の重視や意見表明の重要性が複数の委員から指摘されたが、その趣旨は、子どもの意見を、司法手続の中で聞いてくれということではなかったか。

5 不服申立てについて

【問題点】

子どもからの不服申立てを制度化する必要はないか？

【補足説明】

「骨子（案）」は、司法審査の結果に対して子どもが不服申立てを行えるか否かについて何ら触れていない。現行法上、子どもは行政不服審査を申し立てることが可能ではあるが、現実には機能していない。

6 司法審査に関する問題への対処方法

【提案】

当専門委員会の意見を踏まえて司法審査の具体的なありかたを検討する会議体

を，検討期限を区切って設置し，その場で議論すべきではないか？

【補足説明】

このような役割を担う会議体としては，すでに「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」があった。しかし，同検討会においては，一時保護開始時の司法審査以外の論点も広範に検討されたこともあってか，一時保護開始時の司法審査について具体的な制度提案まではなされなかった。

そこで，当専門委員会における意見やこれまでの事務局における検討結果等を踏まえて，それを具体的な制度として結実させるために，そのみを目的とする会議体が設置されるべきである。なお，その会議体での検討は，期限を明示して実施されるべきである。

以上

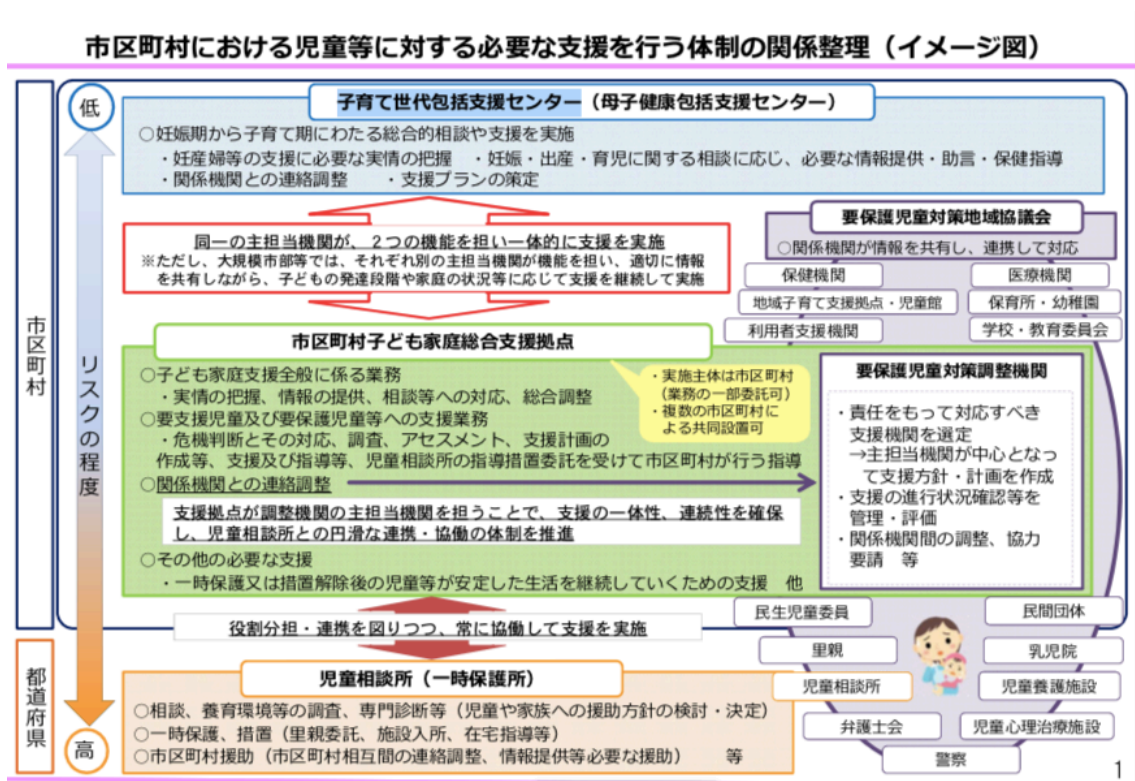
藤林委員

構成員意見(2021年11月16日分)

1. (2)市区町村等におけるマネジメントの強化について

子ども、家庭の多様なニーズに応じるためには、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を再編して、全ての妊産婦、子育て世帯、要支援児童、要保護児童（虐待ケースも含む）に対して、一体的な組織として、相談や支援を行うのは、重要なことであり必要なことである。

下図の子ども家庭総合支援拠点のイメージ図では、子育て世代包括支援センターはリスクの低いケースを対応するように読み込めてしまうため、虐待ケースは対象でないとする理解が一部の市町村に広がっている。この項目に基づいて、リスクの低い高い関係なく（虐待のあるなしや軽度中等度関係なく）、一体的に対応することを明記することが必要である。



子ども家庭福祉士（独立型国家資格）カリキュラム案

精神保健福祉士専門科目

厚生労働省（案）

藤林試案

精神保健福祉士養成課程		
精神保健福祉士専門科目		
精神保健福祉の原理	60	
ソーシャルワークの理論と方法	60	
精神医学と精神医療	60	
現代の精神保健の課題と支援	60	
精神保健福祉制度論	30	
精神障害リハビリテーション論	30	
ソーシャルワーク演習	60	
ソーシャルワーク実習指導	90	
ソーシャルワーク実習	210	

上乗せ課程	子ども家庭に関する科目		
	母子保健と小児医療の基礎	児	30
	保健医療と福祉	社	30
	児童発達心理	児	30
	児童虐待ソーシャルワークと子どもの権利	児	30
	社会的養護	児	30
	学校とソーシャルワーク	児	30
	教育の基礎的理解に関する科目	児	30
	児童・家庭福祉	児	30
	貧困に対する支援	社	30
	福祉サービスの組織と経営		30
	演習		30
	実習指導		60
	実習		120

子ども家庭福祉士養成課程 hi	子ども家庭に関する科目		
	母子保健と小児医療の基礎	児	30
	保健医療と福祉	社	30
	児童発達心理	児	30
	子どもの権利と権利擁護	児	30
	児童虐待と臨床	児	60
	非行と臨床		
	障害のある子どもと家庭への支援	児	30
	社会的養護	児	60
	子ども家庭支援の心理学	児	30
	児童福祉等に関する法制度	児	30
	児童・家庭福祉	児	30
	貧困に対する支援	社	30
	子ども家庭支援のケースマネジメント	児	30
	福祉サービスの組織と経営	社	30
	地域ネットワーク論	児	30
	演習	児	90
	実習指導	児	90
	実習	児	210

※藤林試案では、座学 480 時間となるが、社会福祉士専門科目を含まなければ 390 時間にまで減らすことは可能

各科目の内容例（厚労省案と同じものは省略）

母子保健と小児医療の基礎	※児童精神医学を含む
保健医療と福祉	※成人の精神医学を含む
児童発達心理	
子どもの権利と権利擁護	本科目については、座学だけでは身につかないので、演習やゲストスピーカーを招いたものを想定
児童虐待と臨床 非行と臨床	どの現場においても共通の児童虐待の基礎的な理解から、調査、アセスメント、初期対応、マネジメント、家族支援など科目数は多数。非行についても同様。座学だけでなく演習も重要
障害のある子どもと家族への支援	いわゆる「障害相談」ではなく、もっと幅広い障害児支援施策及び発達障害児童等へのケアや家族支援も含む
社会的養護	愛着理論やパーマネンシー保障などは座学だけでなく演習も含めて理解を深める。制度的な説明に加えて、トラウマケアや治療的養育のようなケアワークに関連する内容も十分に盛り込む
子ども家庭支援の心理学	家族力動、ジェンダー、ジェノグラム、システム論など包括的に学ぶ。演習を通して家族援助技法も学ぶ
児童福祉等に関する法制度	児童福祉法、民法、少年法のほか、関連領域としての精神保健福祉法、DV防止法など
児童・家庭福祉	
貧困に対する支援	
子ども家庭支援のケースマネジメント	子どもや保護者との面接技法、ケースマネジメントの概念を演習を通じて身につける
福祉サービスの組織と経営	福祉施策の策定、評価を含む
地域ネットワーク論	要保護児童対策地域協議会の意義、医療機関、警察、司法機関、学校、保育所等、地域、NPO との連携など。ゲストスピーカーを招いての講義も多数必要
演習	
実習指導	
実習	

保育士養成課程の教科目における読み替え案

- ・ 社会的養護 1・ 社会的養護 2 → 社会的養護
- ・ 子ども家庭支援の心理学 → 子ども家庭支援の心理学
- ・ 子ども家庭福祉 → 児童家庭福祉
- ・ 子どもの保健 → 母子保健と小児医療の基礎
- ・ 障害児保育 → 障害のある子どもと家族への支援

なお、下記の 2 科目については、読み替えても良いかどうか、要検討

- ・ 子ども家庭支援論 → 子ども家庭支援ケースマネジメント
- ・ 保育心理学、 → 児童発達心理

宮島委員

第37回 社会的養育専門委員会 委員提出資料・意見

2021年11月16日(火) 日本社会事業大学 宮島 清

標記について、以下のとおり提出します。

- 1 まず、前回の会議を振り返り、委員の責務として以下のことを述べておきたい。

闊達な議論は必要で、それが丁々発止となることも受け入れられる。しかし、自らの考えと異なる案を侮辱的な表現で一蹴すること、また、審議時間をあまりにも長く独占することは、あってはならない。このような言動は、人々の権利擁護、とりわけ自らの権利を主張しにくい子どもの権利擁護の仕組みを構築しようとする場には全く相応しくない。

ソーシャルワークは、他者を尊重することを重視する。このことは、ソーシャルワーカーの行動規範と価値に照らして最も重要なものである。ソーシャルワーク実践は、当事者の参画と関係者との協働を通じて、対話を主な方法として最適な解・方向性を選び取って行くプロセスである。ソーシャルワーカーの資格のあり方を論じる議論の場が、これとかけ離れたものにならないように注意する必要がある。
- 2 本日の前半の議題が、資格のあり方とされたことは歓迎する。前回の会議と同一の議題となることから前回の資料も参照されたい。ここでは前回の会議を踏まえた意見や強調したい事項についてのみ記す。
 - ア 政府が進めて来た「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を確実に実現し、且つ、さらに充実した対策をまとめて、これを前進させることが必要である。このためには、新しい資格は、実現可能性を前提とし、実際に資質の向上を図ることに資するものとしなければならない。
 - イ 今回事務局から提出された案は、既に定着し、資格取得者が25.7万人と9.3万人に達している社会福祉士と精神保健福祉士を基礎資格とした上で、この2つの資格では足りないと言われる子ども家庭福祉の領域で必要とされる教育訓練を上乗せするものであり、目的に照らして、適切且つ効果的であると考え支持する。
 - ウ 子ども家庭福祉の実践現場にいる方の資格取得を促進するために、また、他の領域で高い実践力を有している方々が、この領域で必要とする知見を上乗せすることで子ども家庭福祉の現場で働いて頂けるように、多様な取得ルートを設けることや一定の経過措置を設けることが重要である。
 - エ ただし、経過措置の期間や内容が、他の領域から見れば理解が得られないものとなれば、新資格の評価を下げ、質の向上に貢献することを難しくしてしまう恐れがある。実務経験と研修受講のみで資格が取得できる経過措置の期間やソーシャルワークに関する研修の内容・量などを適正なものとする必要がある。
 - オ 択一式で正答を選ぶような試験では、最低限の知識を持つかどうかを測ることは可能であっても、現場実践で実際に機能する技術・能力を有することを測れるとは思えない

い。基礎資格とする既存の国家資格に合格するための試験に加え、新しい資格の取得のためにも同様の試験を実施するとなれば、知識偏重と批判される傾向に拍車がかかってしまい、学びが座学中心となり、資格取得への動機づけにも負の影響を与える。

新しい資格を「能力があることを客観的に評価する」ものとするためには、社会福祉士等を基礎資格とした上で、上乘せする教育訓練の内容を定め、その実施状況と単位認定の方法を確実にチェックするとした事務局案が妥当である。

カ 全国知事会、社会福祉専門職を養成する教育機関、ソーシャルワークの専門職団体から示された意見や資料を「大人の都合」と断定するのであれば、その根拠を具体的に示して欲しい。これらの団体の立場やそこに属する方々が、子どもと家庭の福祉向上を考えていないかのように決め付けることは、容認できない。

→前回会議に提出された資料を参照。私もそのことを記した資料を提出した。

キ 子ども家庭福祉の新たなソーシャルワークの資格やそのための教育・訓練の内容について、是非とも考慮すべきこととして以下に記す。

- ・ ソーシャルワークの価値と規範を確実に身に着けられるものとする
- ・ 個人と環境との相互関係に着目する、生じている問題への理解やこれへの対処においても、これを前提とするというソーシャルワークの視点を重視すること
- ・ 子どもの発達、子どもの特性など、子どもの領域で必要とされる内容を深掘りすると同時に、子ども家庭福祉の問題は、あらゆる社会福祉の領域、社会福祉を超えた様々な社会サービスの領域の問題に関わる「非常に幅が広く、奥行きがある」ものであるという前提に立つこと。
- ・ 当事者の力を前提とし（ストレングスモデル、エンパワメントモデル等）、暮らしと人生の全体を射程とした（生活モデル、エコロジカルモデル等）ものとする
- ・ 座学に偏ることなく、事例研究やロールプレイ、自らの実践を省察してまとめること、当事者の声に聴くこと、実践者同士の討論、関係機関などに足を運ぶことなどを多用する実践的な教育訓練を内容とすること

3 困難を抱える子どもと家庭の福祉を実現するために、子ども家庭福祉の業務をになう者の資質の向上を図ることは極めて重要である。資格のあり方は、その重要な柱である。

しかし、先の法改正で検討すべきとされた内容は多岐に及び、且つ、コロナ禍で顕在化した子どもとその家庭、また若者の深刻な状況に対して早急に対応することは先送りできない喫緊の課題である。だからこそ、今年度のこの専門委員会では、毎回多くの課題とこれへの方策について議論してきた。そして、その多くの内容が概ね合意されている。

このタイミングは、新政権が発足し、令和4年度の予算案の審議がはじまり、子ども庁の発足の検討を含め、この国の子ども家庭福祉のこれからの体制のあり方に、これまでの議論を活かす好機であり、この機を逃してはならない。

本日の後半からはじまる「とりまとめ」に関する検討が、滞りなく開始され、次回以降の会議で深められ、取りこぼしが無い内容で年内にまとめがなされることを強く願う。

児童相談所内弁護士有志

2021年11月15日

厚生労働省社会保障審議会児童部会

社会的養育専門委員会 御中

児童相談所内弁護士有志

(末尾に氏名記載)

一時保護時の司法審査等について(案)に対する意見書

本意見書は、令和3年11月5日開催の第36回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において厚生労働省が資料として提出した「一時保護時の司法審査等について(案)」(以下「本案」という。)に対し、児童相談所に配置された児童相談所内弁護士有志(以下「弁護士有志」という。)が児童相談所の現状を踏まえて意見するものである。

弁護士有志が児童相談所における法的業務を日夜現実に担っていることを踏まえ、将来導入されるであろう司法審査について次のような意見を有していることを重く受け止めていただきたい。

なお、本意見書は児童相談所内に常勤配置されている弁護士有志で意見交換した結果である。また、弁護士有志は配置されている各児童相談所の意見を代表しているわけではないこと、事情があつてここに名を連ねることのできなかつた弁護士有志も存在していることをあらかじめお断りしておく。

第1 意見の趣旨

- 1 一時保護の開始時点に司法審査を導入するという点については賛成であるが、司法審査の具体的手続については現に児童相談所が直面している諸課

題を踏まえた丁寧な検討が必要であり、現状のような拙速な議論で不十分な制度を構築することないように、関係者（機関）の意見を踏まえてさらに議論を詰めるべきである。

その議論の前提として、本案の作成にあたって実施された厚生労働省、最高裁判所、法務省の三者協議の詳細を明らかにするべきである。そして、さらなる実情を把握すべく全国の児童相談所を対象として、過去に実施された一時保護の事例等について調査すべきである。

- 2 仮に、あくまで本案に掲げる制度を基本とした制度構築を目指す場合には、下記の点について考慮して、これまで児童相談所が救済してきた子どもたちが網の目からこぼれ落ちないようにすることはもちろんのこと、子どもや親権者（保護者）の権利を疎かにしない司法審査を実現すべきである。

記

ア 司法審査の対象を明確にすること、それに伴う児童福祉法33条1項及び2項の要件を明確にする場合に、現状において一時保護が必要なケースが一時保護できなくなる事態を招かないよう実情に応じたものとする

イ 司法審査の時期については事前および事後の手續のいずれかを原則とせず、児童相談所がケースの事情に応じていずれかを選択できるようにすること

ウ 事後審査を行う場合の一時保護状請求期限の期間計算については、司法審査時に要求される資料の程度によるが、資料の収集に不可欠な最低限の日数を確保するものとし、現状の児童相談所の体制を踏まえ、土日祝日を含まないように算定すること

エ 一時保護により制約を受ける権利の内容及びその対象者について再度検討をすること、司法審査を不要とする「親権者等」の同意の要件については、同意権者が「親権者」であるのか、児童福祉法上の「保護者」を含

むものであるのか明らかでないこと、現状では短期間に親権者の特定が困難であることから、現場に混乱をきたすおそれがあり、司法審査が不要となる要件として同意の有無を定めることについては慎重に検討すべきであること

オ 親権者や子どもの手続保障のために、司法審査に対する不服申立ての制度を設けること、簡易迅速に判断がなされるように準抗告類似の制度を導入すること

カ 子どもの手続参画については、一時保護の理由など子どもへの説明を丁寧に行い、意見聴取にあたっては、その心情に対する合理的配慮が必要であること、子どもの意見表明権や意見聴取の保障ができるように方策を講ずること

キ 常時弁護士による助言・指導を得られる体制の整備を行うこと

第2 意見の理由

1 一時保護開始時における司法審査の趣旨と必要性

一時保護開始時に司法審査を経ることは、一時保護が子どもの行動の自由を一定制限する処分であることから、第一に、子どもの権利擁護のために、また、子どもの権利条約9条1項において、行政当局が、父母の意思に反して子どもを父母から分離する場合には司法審査に従うことを条件とする旨規定していることや、子どもの養育の第一義的責任を有する保護者に対する手続保障のために、その必要性が認められる。

そのため、本案において、一時保護開始時に司法審査を導入するとの方向性に至ったことは当然の帰結である。

2 司法審査の具体的手続についての議論の不十分

しかし、本案における司法審査の具体的手続については、以下に述べるとおり、議論が十分に尽くされているとはいえない状況である。第36回委員

会においても、浜田委員提出の日弁連子どもの権利委員会に所属する弁護士有志の意見書では、運用面の課題が提示され、手続に対する様々な提案がなされているところである。また、本案の作成にあたって実施された厚生労働省、最高裁判所、法務省の三者協議の詳細を明らかにされず、本案がどのような経緯で作成されたものか明らかではないため、第36回委員会においても重要な論点に関する十分な議論がなされなかった。以下に述べる点も含め、三者協議の詳細を明らかにした上で、さらなる議論をしていくべきである。

3 検討を要する事項について

万が一、本案に掲げる制度を基本とした制度構築を目指す場合であっても、①司法審査の対象、②司法審査を行う時期及び管轄、③司法審査を不要とする同意要件、④子どもの手続参画、⑤親権者（保護者）の手続保障、⑥不服申立手段などについて更なる議論が必要である。

この点について弁護士有志で意見交換を行った結果、次のような課題がみられた。

(1) 司法審査の対象について

ア 司法審査の対象を明らかにすること

司法審査の対象は一時保護の必要性のみなのか、手続的な違法性も審査の対象となるのか、手続的な違法性も含む場合、どのような違法があれば一時保護状の請求が却下されることになるのか不明である。また、司法審査の法的性質として、審査によって裁判所が一時保護を「決定」することになるのか、または裁判所は児童相談所長が決定した一時保護処分を「承認」することになるのかも併せて検討が必要である。

イ 一時保護の要件の明確化について

仮に、審査の対象を明らかにするべく児童福祉法33条1項及び2項の文言を変更する等して要件を明確にする場合、要件が狭きに失し、現場の多様な実情に対応できず、現状一時保護が実施されているケースが

一時保護できなくなる事態を招かないようにしなければならない。

さらに、いわゆる調査保護の要件の明確化や児童相談所運営指針にも記載されている「短期入所指導」の位置づけ等、一時保護が様々な経緯で行われている実情を把握した上でその要件の明確化について検討されるべきである。

(2) 司法審査を行う時期及び管轄について

ア 司法審査を行う時期について

本案においては、事前又は事後における司法審査を予定しているように読める。第36回委員会では、原則事前とすることに対する反対意見が挙がっていたが、本案においてはいずれかを原則とするような表記は見当たらない。事前手続の必要性については弁護士有志の間でも議論のあるところであるが、仮に事前手続を設けるのであれば、事前手続及び事後手続のいずれかを原則とはせず、児童相談所がケース事情によっていずれかを選択できるように併記することが望ましい。なお、事前手続の規律については弁護士有志内でもなお議論の残るところである。

イ 事後手続の場合の一時保護状の請求期限の日数計算方法について

次に、事後の審査を行う場合、本案では「○日以内」に一時保護状を得る必要があると明記されている。現状では、司法審査時にどのレベルの資料が求められるのか明らかでないため断言することはできないが、一時保護状の請求に必要な資料の収集等のために不可欠な最低限の日数を確保する必要があることは言うまでもない。その際の期間計算については、土日祝日を含まないように算定をするべきである。

これは、資料の収集のために関係機関に対して調査をしたり、子どもや親権者の人定のために戸籍や住民票を取り寄せたりするために時間を要することになるだけでなく、現状では土日祝日には自治体が開庁しておらず、情報を得ることができないからである。また、一時保護は児童

相談所長の権限であり、所長決裁なくして一時保護状の請求をすることはあり得ないところ、児童相談所の体制上土日祝日に決裁を行うことは想定されていない。

一時保護が子どもの行動の自由を制限するものであることから、一時保護状の請求にかける期間も必要最低限のものでなければならないとしても、土日祝日を参入した期間計算をすると請求に必要な最低限の書類を用意することができない実情を考慮するべきである。ここでは、現状の児童相談所の体制を前提とすると警察が逮捕状を請求する場面とは明確に異なることを意識すべきである。

ウ 裁判管轄について

司法審査の裁判管轄を検討する際には、1週間程度では子どもの住所地が明らかにならない場合があること、また管轄区域外に住所地がある子どもを一時保護し、ケース移管をした場合の取り扱いについても検討をするべきである。

特にケース移管をした場合の取り扱いについては、児童相談所運営指針では管轄区域外に住所地(居住地)がある子どもを一時保護した場合、速やかに住所地(居住地)を管轄する児童相談所に移管することとなっているが、土日祝日を挟んでケース移管が行われる場合には、「〇日以内」の日数によっては、子どもの住所地ではなく、子どもの現在地で司法審査を経なければならない事態も想定される。また、例えば、A県で一時保護し司法審査を受けた子どもをB県にケース移管した場合、B県で新たに一時保護することになるが、その場合には再度司法審査を経る必要があるのか、日数の計算の起算点は当初の一時保護開始時なのか、ケース移管時なのか、裁判管轄については、一時保護を行った時点の子どもの現住地のある裁判所に管轄があるのか、住所地がある裁判所に管轄があるのか明らかではない。

(3) 司法審査を不要とする同意要件

本案においては、「親権者等が一時保護に同意する場合等」には司法審査を不要とすることが明記されている。

ア 同意を求める対象を明らかにするべきであること

一時保護に対する同意を司法審査を不要とする要件に掲げる場合であっても、その同意権者が親権者や未成年後見人なのか（以下「親権者等」という。）、児童福祉法に定める「保護者」（同法6条）も含まれるのか、それ以外の者なのかを明らかにする必要がある。ここでは、一時保護により制約される権利利益の内容及びその対象者について併せて検討する必要がある。

例えば、実務上、次の課題が指摘できる。①仮に同意権者を「親権者等」と考えた場合、一時保護の開始時には誰が「親権者等」に該当するのか判然とせず、戸籍等を取り寄せなければ「親権者等」を特定することはできない。そのため、「親権者等」の特定のためには相当程度の日数を要することになる。また、外国籍を有する子どもの場合は本国法の調査も必要となってくる。②仮に、同意権者を「保護者」と考えた場合、保護者概念が、「現に監護する」という評価を含む曖昧な概念のため、例えば複数の親族が協力して養育をしている場合等、明確に保護者を確定することが困難な場面が現在も生じている。また、保護者の特定にあたっては、現に監護する者か否かを確認する必要があるが、住民票記載事項と実際の居住者が一致しない場合もあり、一時保護開始時に正確な養育実態を把握することは難しい。

イ 同意の有無を要件とすることの是非

そもそも、親権者等の同意があれば司法審査を不要とするべきか否かを慎重に議論する必要がある。親権者等が同意をしている場合であっても、一時保護の理由を十分に理解していなかったり、不適切な理由で同

意したりすることがあるため、児童相談所が必要と判断する場合には、司法審査の道を残すべき場合もある。

(4) 子どもの手続参画

本案においては、子どもの手続参画に関する規律が見当たらない。

子どもの手続参画という場合、子どもの意見表明権や意見聴取の保障はもちろん大事なことだが、同様に、子どもへの説明も丁寧に行う必要があることを忘れてはならない。どの機関が何をどのタイミングで説明すべきなのか議論を深めていく必要がある。特に、一時保護開始時点において混乱を来している子どもの場合、一時保護直後に意向を聴取することが望ましくない場合も存するため、合理的配慮が必要となる。

さらに、意見を言えない子ども、意見を言いたくない子どももいることを認識した上で、子ども一人ひとりに寄り添った意見聴取を実現するための方策を考える必要がある。その際、国費や公費によるアドボケイト制度の仕組みや、裁判所が遠隔地にある場合に備えてオンラインで子どもと面談できる仕組みも併せて整備すべきである。なお、一部の家庭裁判所が引き続きの一時保護承認審判（児童福祉法33条5項）で用いているような、「（一時保護の延長に）賛成、反対、その他」とのみ記載された書面を交付して記載させるような形骸化した手続については避けるべきである。

(5) 親権者（保護者）の手続保障の方法

本案においては、親権者（保護者）の手続保障について記載がない。一時保護は子どもの権利を制約するとともに、親権者（保護者）の権利をも制約するものであることから、一時保護の開始時点における司法審査については、親権者（保護者）の手続保障も考える必要がある。ただ、手続保障の際には次の諸点を考慮に入れなければならない。

まず、近時においては捜査機関と連携して対応することが増えており、刑事事件化が想定されるケースについては捜査情報の秘匿を要請さ

れるため、一時保護の当初から、一時保護の詳細な理由を親権者に説明することが困難になっている。また、捜査機関から秘匿を要請されている情報に関して、司法審査の際においても秘匿性が担保される必要があるが、非開示情報の取り扱いが明らかになっていない。

次に、DVを受けて保護者と子どもが避難しているケースにおいては、子どもを一時保護した場合、DV被害者の居住する市町村をDV加害者に知られないようにする必要がある場面も少なくないが、司法審査によって、DV被害者の居住地が明らかになるおそれがある。

上記の点を考慮しながら、親権者（保護者）の手續保障を十分に議論すべきである。

仮に、本案のような手續とする場合、少なくとも、次に述べるような親権者（保護者）に対する不服申立制度を設けるべきである。なお、不服申立制度を設けることで手續保障が十分か否かについては弁護士有志内でもなお議論の残るところである。

(6) 不服申立ての要否と不服申立手續を設ける場合の規律

上記のとおり、本案のような手續を想定するのであれば、親権者（保護者）や子どもの手續保障のために不服申立てができる制度にするべきである（ただし、子どもについては、意思能力の要否など検討すべき課題は少なくない）。また、司法審査により請求が認められなかった場合には、児童相談所長にも不服申立権を認めるべきである。一時保護については誤った判断がなされると、子どもの生命身体に危険が及ぶものであることから慎重にその判断がなされるように、複数の審査がなされるべきであるからである¹。なお、児童相談所の場合には、司法審査が却下されるのであればい

¹ 近時家庭裁判所において親権制限が認められなかったものの、抗告審によって原審が取り消され、親権制限が認められたケースが複数報告されている。東京高決令和元年6月28日判例時報2491号4頁・家庭の法と裁判33号72頁、大阪高決令和元年5月27日判例時報2429号19頁・家庭の法と裁判

ったん請求を取り下げた上で資料を補充して再度請求をする方法がとりうるのではないかという考えもあるかもしれないが、事後的な一時保護の司法審査の場合には「〇日以内に請求」という条件が付されており、その資料の補充が間に合わない場合も想定される。その場合に不服申立ができなければ、子どもの安全が図れないまま一時保護を断念せざるを得ない場合が出てくることになり、適切でない。

このように、親権者（保護者）、子ども本人、児童相談所長について不服申立制度を整備すべきであるが、一時保護の暫定性に鑑みると、即時に判断することのできる制度が不可欠である。他の審判手続のように抗告手続のような形も考えられるかもしれないが、やはり迅速な判断は期待できないことから、弁護士有志の意見交換では、簡易迅速に判断がなされる準抗告類似の制度を導入する必要があるという意見が多数を占めた。

(7) 常時弁護士の助言・指導を受けられる体制の整備

緊急一時保護が多い現状に鑑みると、一時保護に対する司法審査を導入するにあたり、常時弁護士の助言や指導を受けられる体制を構築することは必要不可欠な課題である。厚生労働省は、児童相談所の体制強化に関する改正児童福祉法の施行（令和4年4月1日施行）にあわせて、児童相談所内に配置される弁護士を増やすべく、体制整備を急ぐべきである。

(8) その他

以上の他に、弁護士有志からは次のような意見も出された。

・児童相談所と異なり、圧倒的なマンパワーを誇る警察についても、事前又は事後の一時保護の司法審査を経て一時保護できる制度を構築すべき

ではないか²。

・本案では「一時保護状」という仮称を用いているが、人によっては逮捕状類似のものと誤解され、虐待＝犯罪というイメージを与えかねないものになるため、例えば「一時保護許可書」や「一時保護許可決定書」などとするべきではないか。

第3 今後の議論の在り方について

以上のような課題があるにも関わらず、十分に議論を尽くさず拙速に本案を導入しようとする点について本案の見直しが必要である。また、現状においては委員が議論をするために司法審査の中身に関する必要な情報が提供されておらず、重要な論点について議論がなしえない状態にある。今回本意見書の作成にあたって、弁護士有志で議論をしたが、本案について多岐にわたる意見が出されたものの、それはそもそも本案が何を前提としているのかが分からないために議論が錯綜してしまった。

まずは、一時保護開始時における司法審査の導入が日本の児童福祉にとって大きな転換点であることに鑑み、厚生労働省は本案に関する三者協議の詳細な経過や内容を含め、委員会において説明責任を果たすべきである。従前に行われた一時保護の手続等のあり方検討会において子どもや親権者等の権利保障を踏まえた司法審査が求められていたが、三者協議では議論にならなかったのかも疑問である。

本案の前提を一つずつ明らかにし、その前提が正しいのか検証した上で議論を積み重ねなければ何ら有益な議論ができない。それなくして、拙速に本案に掲げる制度を基本とした制度を導入することは、これまで児童相談所が救ってきた子どもの一部を切り捨ててしまうことにもなりかねない重大な危機

² 久保健二「将来に向けた子ども虐待対応制度の提案」(刑法雑誌第60巻第1＝2＝3合併号、有斐閣) 8頁以下

である。

厚生労働省は、このような危機感をもって、実務者による議論を十分に尽くすスケジュールを確保すべきである。

一時保護が子どもの権利を制約していることは言うまでもない。厚生労働省はこれまで置き去りにされてきた子どもの権利保障について真剣に検討を行い、平成28年改正において児童福祉法に規定された子どもの権利条約の精神を踏み躪ることのないよう、制度設計を行うべきである。

以 上

【児童相談所内弁護士有志（50音順）】

一宮里枝子（福岡県福岡児童相談所）

木曾久美子（広島県東部こども家庭センター）

楠田瑛介（福岡県田川児童相談所）

久保健二（福岡市こども総合相談センター）※有志代表

土居 聡（和歌山県子ども・女性・障害者相談センター）

根ヶ山裕子（名古屋市西部児童相談所）

橋本佳子（名古屋市中心児童相談所）

東 玲子（川崎市こども家庭センター）

山地美智子（広島県西部こども家庭センター）